

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

届出日を記載

令和 年 月 日

栃木県知事 様

許可証（原本）を添付のこと

現行許可の許可日と
許可番号を記載

届出者

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

氏名 株式会社とちまる産業

代表取締役 栃木 栃丸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 028(623)〇〇〇〇

FAX 028(623)〇〇〇〇

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において 準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	取り扱う産業廃棄物の種類を明示するため、含む表示とするもの ・燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む） ・汚泥（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む） ・廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	これまでに取扱いのある水銀を含む産業廃棄物に係る品目 ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず、 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	取り扱う水銀廃棄物にかかる品目に対し、「水銀含有ばいじん等」「水銀使用製品産業廃棄物」の別を記載	既に許可を有する品目のうち、水銀廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）の追加を希望する品目を記載
（変更内容が法人に係るもの場合）※株主及び出資をしている者の変更	株主及び出資をしている者の変更 （ふりがな） 住所	住所 （ふりがな）
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更	生年月日 本籍 氏名 役職名・呼称 住所（ふりがな）	本籍 住所（ふりがな）
廃止又は変更の理由	省令に水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が定義されたため	

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。